

法第 40 条第 4 項に基づく当期末処分利益の処理（案）について

1 法人案（承認申請書）

（単位：千円）

事項	金額	内容	区分	
当期総利益	615,236	(ア) 特定運営費交付金の未執行額	7,052	市へ納付 158,304
		(イ) 第一期中期計画中の退職金未執行額 (ただし(工)を除く)	151,252	
		(ウ) 一般管理費・人件費の抑制、自己収入の増などによるもの	456,924	第 2 期へ繰越し 456,932
		(工) 第一期中期計画中の退職金 21 年度不足分に対する法人立替額	8	

2 委員会の意見を聴く本市案

（単位：千円）

事項	内容	区分	
当期総利益 615,236	(ア) 特定運営費交付金の未執行額	7,052	市へ納付 158,304
	(イ) 第一期中期計画中の退職金未執行額 (ただし(工)を除く)	151,252	
	(ウ)ー① 人件費執行の結果生じた利益のうち、法人の経営努力によるものと認められないもの（法人においてその生じた理由を明示できなかったもの）	26,601	市へ納付 56,307
	(ウ)ー② 物件費執行の結果生じた利益のうち、法人の経営努力によるものと認められないもの（節約可能対象経費に対して予算の配当留保(10%)を実施した結果として生じたものとみなされる利益）	29,706	
	(ウ)ー③ 経費の節減、自己収入等から生じた利益（人件費の抑制、入学金・検定料収入の増など）	400,617	第 2 期へ繰越し 400,625
	(工) 第一期中期計画期間中の退職金 21 年度不足分に対する法人立替額	8	